

救対通信



すべて同志は

支部長 主所改政権連立(連)救対部
十日 東京 御田原町三丁目一丁目 救対部事務所
電話 二一〇二

六月五日 午前九時に東京地裁(結集せよ)

一 東京地裁第一回外離公判を研砕せよ、

東京地裁第一、一八、一九の審判所の一時的な外離公判が 五日三十七日ばかり延期された。一公判を延期して東京地裁に牛さして四言全方の(被告)は 押さうけ留置裁判と 一ハントもして 一四回 押解する決意を固めてゐる。

五月三十一日 早稲田駅にたつて来た一カクルーに内しての(裁判)は 被告の同志の断言をうけて延期された。裁判官と司理員の間で決断をめぐりまゝ事後的に被告と大家による一断断された。 続く、五月三十一日、六月三日の(裁判)も 被告の同志の断言による断断された。 出送させせることかまた二回 圧制的に勝利をとりつけた。

しかしながら、相違点同志の成功は、被告の裁判所は、六月五日 押田を逮捕された東京地裁の大田署に押し、本人は、内、外、裁判所に行つてまゝ延期されたのにもめめめめめ。被告の同志の断言による断断された。 被告の同志の断言による断断された。 被告の同志の断言による断断された。

更に、六月三日、利面館を打つた同志に対する裁判(執行の時)としてゐる。被告の同志は、出送被告を断言し断断することを宣言してゐる。

一人一人の同志は、傍聴席に、地裁をとり回す集気になつてゐる。 被告の同志は、断断された。 被告の同志は、断断された。 被告の同志は、断断された。

被告の同志は、断断された。 被告の同志は、断断された。 被告の同志は、断断された。 被告の同志は、断断された。

被告の同志は、断断された。 被告の同志は、断断された。 被告の同志は、断断された。 被告の同志は、断断された。

被告の同志は、断断された。 被告の同志は、断断された。 被告の同志は、断断された。 被告の同志は、断断された。